

# 高松国税不服審判所からのお知らせ

## あなたの専門的知識や実務経験を求めています！ 国税審判官（特定任期付職員）の募集について

国税不服審判所では、弁護士、税理士、公認会計士などの高度の専門的知識や経験等を有する方を、国税審判官（特定任期付職員）として募集しています。

### 1 職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

### 2 応募条件

- (1) 弁護士、税理士、公認会計士又は大学の教授若しくは准教授等の職にあった経験を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
- (2) 職務を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること

※ 「国税に関する学識経験」の程度など、応募条件の詳細については、国税不服審判所ホームページの「国税審判官（特定任期付職員）募集」から「募集要項」及び「Q&A」をご参照ください。

### 3 採用条件等

- (1) 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用
- (2) 採用人数 15名程度
- (3) 採用日 令和6年7月10日
- (4) 任用期間 原則として3年間（希望により2年間も可・更新あり）
- (5) 勤務地 全国各地の国税不服審判所の支部（又は一部の支所）
- (6) 給与 任期付職員法に基づき支給（年収840万円から1,000万円程度を予定）

### 4 応募・選考

- (1) 応募期間 **令和5年8月1日（火）から10月20日（金）まで**（消印有効）
- (2) 応募方法 国税不服審判所ホームページに掲載している所定の履歴書に必要事項を記入の上、資格証明書の写しと併せて、下記の宛先までご送付ください。
- (3) 選考方法 書類選考及び面接試験

### 5 その他

- ・ 国税審判官（特定任期付職員）への応募を検討されている方に向けて、募集説明会（オンライン）を開催いたします。
- ・ その他、募集に関する詳細については、国税不服審判所ホームページの「国税審判官（特定任期付職員）募集」ページをご参照ください。



### お問い合わせ先（応募書類宛先）

国税不服審判所 管理室 総務係  
〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1（財務省本庁舎4階）  
電話：03-3581-4101（代表）